

主な事業実績

【生活介護】（1日当たりの実利用者数）

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
906	1,127	1,452	1.60倍

【就労継続支援B型】（1日当たりの実利用者数）

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
232	565	816	3.52倍

関連する主な調査結果

- 入院・入所者が地域で生活するために必要なこととして事業所の5割以上が、「保健・医療・福祉が連携した支援体制があること」及び「一人ひとりの希望にあった日中活動の場（施設）があること」と回答した。[調査結果資料6](#)
- 精神障がい者（入院患者）の医療関係者の約3割が必要な日中活動の場として「サークル活動や居場所として自由に過ごすことができる場」と答えた。[調査結果資料7](#)
- 精神障がい者で医学的には退院可能だが、支援がないため退院できない入院患者の日常生活について、医療関係者の約7割が「自分でできる」又は「日常生活訓練により自分で可」と回答している。[調査結果資料8](#)
- 事業所の約2割が「強度行動障がいに対応できる短期入所施設」が必要と回答している。[調査結果資料4](#)
- 事業所の約8割が「職員の人材育成，確保」が課題であると感じている。[調査結果資料9](#)
- 障がい者団体からも、福祉人材の育成と確保に関する意見があった。[調査結果資料33](#)

施策の課題

- 障がいのある方の日中活動の場の確保が求められており、特に発達障がい者については、今後も増加が見込まれる中、支援の場の確保が求められている。
- 強度行動障がいなどに対応できる人材など、より一層の職員の人材育成の充実が求められており、人材育成に資するような実地研修の機会が必要とされている。

取組の方向性

- 障がいのある方の日中活動の場に関しては、利用者の障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、とりわけ就労を通じた自立に効果的な就労移行支援や就労継続支援A型事業に関しては必要に応じて未利用の市有施設（土地・既存建物）活用も視野に入れて、整備に努めます。
- 発達障がい者に対しては、発達障がい者支援センターとの連携の下、生活訓練事業や就労移行支援事業の充実等を通じて、対人関係スキルの向上や就労支援に努めます。
- 強度行動障がい者に対しては、これまでのモデル事業の成果も踏まえ、支援する人材の育成も含めて、支援の拡充を検討します。
- 重症心身障がい児（者）通園事業については、平成24年度からの児童福祉法改正に対応し、医療ケアが必要な方への生活介護（18歳以上）や放課後等デイサービス（学齢期）等として実施し、その充実にも努めます。

(4)生活用具等

事業名	事業の概要								
①補装具費の支給	失われた身体機能を補完又は代替する用具を支給する。								
②日常生活用具の給付	在宅の障がい児・者に対し、日常生活用具を給付する。								
③福祉電話の貸与等 市単独	障がい者に電話やファックスを貸与するとともに、電話による安否確認・各種相談などを行う。								
④徘徊知的障がい者探索システム事業 市単独	徘徊の恐れのある知的障がい者に持たせる携帯端末の初期費用を所得に応じて助成する。								
⑤緊急通報システム 市単独	急病等の緊急事態の際、受信センターへ簡単に通報できる緊急通報機器を設置する。								
主な事業実績									
【日常生活用具】（年間給付件数）									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>20年度→22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,600</td> <td>20,089</td> <td>28,128</td> <td>1.60倍</td> </tr> </tbody> </table>	20年度	21年度	22年度	20年度→22年度	17,600	20,089	28,128	1.60倍
20年度	21年度	22年度	20年度→22年度						
17,600	20,089	28,128	1.60倍						
【福祉電話の貸与等】(福祉電話・FAXの年度末貸与件数)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>20年度→22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162</td> <td>151</td> <td>141</td> <td>0.87倍</td> </tr> </tbody> </table>	20年度	21年度	22年度	20年度→22年度	162	151	141	0.87倍
20年度	21年度	22年度	20年度→22年度						
162	151	141	0.87倍						
関連する主な調査結果									
○障がい者団体からは、日常生活用具の充実を求める意見があった。 調査結果資料33									
施策の課題									
<p>○補装具、日常生活用具の給付を行っているが、給付品目の追加や支給要件の緩和など多くの要望があり、利用者ニーズに応じた給付品目の見直しが課題となっている。</p> <p>○福祉電話の貸与等については、携帯電話が普及する中、今後のあり方について検討が必要となっている。</p> <p>※補装具、日常生活用具の給付については、主に低所得世帯の利用者負担の無料化に伴う市の財政負担が増大している。</p>									
取組の方向性									
<p>○補装具や日常生活用具の給付を安定的に実施します。また、日常生活用具については、利用者ニーズに応じた内容となるよう給付品目の見直しを検討します。</p> <p>○福祉電話の給付・貸与については、現在の社会情勢に照らして適切な内容となるよう、事業のあり方を見直します。</p>									

(5)年金・手当等

事業名	事業の概要								
①障害基礎年金	一定の納付要件を満たしている人が、国民年金法に定められた1級又は2級の障がいの状態になった場合に支給される。 なお、市区町村の窓口は書類の受付のみを行っている。								
②特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できない人で、国民年金法により定められた1級又は2級の障がいの状態になった場合に支給される。なお、市区町村の窓口は書類の受付のみを行っている。								
③特別障がい者手当	在宅で日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の重度障がい者に手当を支給する。								
④福岡市重度心身障がい者福祉手当 市単独	重度の身体又は知的障がい児・者に対し手当を支給する。								
⑤外国人重度心身障がい者給付金 市単独	在日外国人のうち、年金制度に加入が認められなかったため無年金の状態にある障がい者に対し、市独自の手当を支給する。								
⑥心身障害者扶養共済制度	障がい児・者の保護者の相互扶助のため、保護者が死亡等の後、年金を支給する。								
主な事業実績									
【福岡市重度心身障がい者福祉手当】（年間給付人数）									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>20年度→22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,168</td> <td>17,538</td> <td>17,970</td> <td>1.05倍</td> </tr> </tbody> </table>	20年度	21年度	22年度	20年度→22年度	17,168	17,538	17,970	1.05倍
20年度	21年度	22年度	20年度→22年度						
17,168	17,538	17,970	1.05倍						
関連する主な調査結果									
<p>○福岡市重度心身障がい者福祉手当については、手当支給対象の有無を問わずに障がい者、障がい児の保護者及び事業者を対象として実施した調査結果では、「より効果的な事業への転換」を求める意見等が446件あった一方、手当の継続・拡充を望む意見等が395件あった。</p> <p>調査結果資料10</p> <p>平成23年度に実施した手当支給対象者のみを対象としたアンケートの結果によると、手当の継続・拡充を望む回答が36.9%を占めており、見直しに賛成する回答（24.4%）の約1.5倍であった。また、手当のあり方について未記入の回答が26.4%であった。</p>									
施策の課題									
<p>○障害基礎年金や特別障害者手当などの法定受託事務を中心に、年金の受付・手当の給付等を行っており、所得保障のあり方については、国において検討課題とされている。</p> <p>○福岡市重度心身障がい者福祉手当については、事務事業の外部評価において、より効果的な事業への転換が望ましいとする意見があり、そのあり方が検討課題となっている。</p>									
取組の方向性									
<p>○引き続き国の所得保障制度を実施する中で、制度の周知や円滑な事務手続きに努めます。</p> <p>○福岡市重度心身障がい者福祉手当については、現行どおり実施します。なお、今後も制度のあり方については引き続き検討を行うこととし、その過程においては、障がい者や関係者の意見を適切に把握できるよう、十分配慮して進めていきます。</p>									

(6) 住宅支援

事業名	事業の概要								
①障がい者住宅改造助成	障がい者が使いやすいように住宅を改造する場合、費用の一部を助成する。								
②福祉ホーム	障がい者に低額な料金で居室その他設備を提供する。								
③グループホーム・ケアホーム	地域で共同生活を営む住居において日常生活上の相談、介護等の支援を実施する。								
④障がい者グループホーム・ケアホーム設置促進事業	グループホーム・ケアホームの開設にあたり必要となる共用備品、敷金及び事業開始前家賃等を補助する。								
⑤住宅入居等支援事業 (居住サポート)	一般住宅への入居を希望する障がい者に対して、入居に必要な調整を行うとともに家主等への相談・助言を行う。								
主な事業実績									
【グループホーム・ケアホーム】(年度末市内整備実績(定員数))									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>20年度→22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>247</td> <td>292</td> <td>312</td> <td>1.26倍</td> </tr> </tbody> </table>	20年度	21年度	22年度	20年度→22年度	247	292	312	1.26倍
20年度	21年度	22年度	20年度→22年度						
247	292	312	1.26倍						
関連する主な調査結果									
<p>○事業者は、不足している社会資源として約6割がグループホーム・ケアホーム、約3割が「障がい者が入居できる住まい」と回答した。調査結果資料4</p> <p>○障がい者団体では、グループホーム・ケアホームの整備や補助等に関する意見があった。調査結果資料33</p> <p>○身体障がい者では、「家族と一緒に暮らしたい」が6割と一番多く、グループホームは2.5%の方が希望している。また、知的障がい者では約半数が家族との暮らしを希望しており、グループホームは約1割の方が希望している。調査結果資料11、12</p> <p>○精神障がい者(入院患者)では3割が住居なしと回答した。調査結果資料13</p> <p>○精神障がい者(入院患者)の求める住まいについては本人・医療関係者ともに「家族と同居」が最も多く約3割が回答、次に、本人では「アパートなどでの単身生活」(約2割)、医療関係者では「共同住宅(グループホーム、ケアホーム等)」(約2割)が多い。調査結果資料14</p>									
施策の課題									
<p>○グループホーム・ケアホームは、障がいのある方の地域生活の場として、また生活技能を身につける場としても重要であり、福岡市独自の補助制度や市営住宅の活用など設置促進に取り組んでいるが、設置が進んでいない。</p> <p>○知的障がいのある方の住まいについて、将来にわたる安心の確保が望まれている。</p> <p>○精神障がい者の地域移行に向けて、住宅の確保とともに地域生活を支援する福祉サービス等の調整が必要である。</p>									
取組の方向性									
<p>○障がい者グループホーム・ケアホームに関しては、より効果的な補助のあり方を検討し、未利用の市有施設(土地・既存建物)の活用も視野に入れて、設置促進に努めます。また、住宅都市局と連携し、市営住宅をグループホーム・ケアホームとして計画的に活用するモデル事業を実施します。なお、グループホーム・ケアホーム報酬体系について、利用者への良好な処遇の確保や安定的運営に資するよう、他都市と連携し、機会を捉えて国に要望していきます。</p>									

○知的障がい者の将来にわたる安心の確保に関しては、当事者の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム・ケアホームの必要量を見込むとともに、知的障がい者地域生活支援センターなどによる支援の下、必要に応じて入所支援や介護保険施設の利用を支援するなど、住まいの確保に努めます。

○受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者に関しては、グループホーム・ケアホーム設置を促進するとともに、地域活動支援センターI型などによる相談支援や地域移行支援を活用したり、自立支援協議会による地域の社会資源の有機的連携を通じて、地域生活を支援します。

(7)保健・医療・リハビリテーション

事業名	事業の概要
①自立支援医療制度 (更生医療, 精神通院)	障がいの軽減・除去に関する治療に対し、医療費の自己負担率を1割とする。
②重度障がい者医療費助成制度	保険診療にかかる医療費の自己負担相当額を助成する。
③地域障がい者フィットネス教室市単独	あいあいセンターで、機能維持のための体操・ヨガなどを実施する。
④精神科救急医療システム	休日、夜間において、精神症状悪化のため、入院が必要になった場合の病床の確保等を行う。
⑤高次脳機能障がい者リハビリ教室市単独	スポーツセンター(あいあい主催)・早良・西フレンドホームで、社会生活力向上のための言語療法・作業療法を実施する。
⑥地域リハビリテーション推進事業市単独	リハビリテーションに関する事例研究会・研修会を実施する。
⑦精神障がいの早期発見・治療促進	精神保健相談、訪問指導等を実施し、精神障がいの早期発見・治療促進につなげている。

主な事業実績

【自立支援医療制度】(年度末の受給者証所持者数)

	20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
更生医療	3,356	3,543	3,745	1.12倍
精神通院	12,727	13,796	15,106	1.19倍

【重度障がい者医療費助成制度】(年度末の受給者証所持者数)

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
23,057	22,130	22,511	0.98倍

関連する主な調査結果

○精神障がい者(入院患者)では、今後必要な医療に関する支援について、入院患者の約3割、医療関係者の約5割が「病院や診療所でのデイケア・ナイトケアなど」と回答している。また、医療関係者の約6割が「訪問看護」と回答している。調査結果資料15

○精神障がい者(入院患者)では、必要な支援体制について、「医師や看護師、精神保健福祉士などのチームによる訪問支援」と答えた医療関係者は約4割であった。調査結果資料16

○障がい者団体からは、医療・リハビリテーションの充実を求める意見があった。

調査結果資料 3 3

施策の課題

○精神障がいのある人が地域で安心して生活するためには、相談支援体制の充実や多職種による訪問支援、ソフト救急を含めた精神科救急医療の充実が課題となっている。

取組の方向性

○障がい者に対する医療費支援制度に基づく公費負担や助成を実施していくとともに、精神障がいに対する医療サービスの充実に努めます。

○特に、休日夜間のソフト救急を含む精神科救急医療体制の整備や、精神障がい者の早期支援など、精神障がい特有の課題に対応した取組を検討します。

計画期間中の主な取組

主な取組事項

- (1) 短期入所の充実
- (2) 入院時コミュニケーション支援の対応検討
- (3) 行動援護の充実
- (4) 移動支援の利便性向上検討
- (5) 日中活動の場の確保
- (6) 発達障がい者への支援
- (7) 強度行動障がい者への支援
- (8) 医療ケアが必要な人への生活介護、放課後等デイサービス等（旧重症心身障がい児（者）通園事業）の充実
- (9) グループホーム・ケアホームの設置促進
- (10) 精神障がい者への支援
- (11) 福祉従事者の人材育成

2 就労支援・社会参加

(1) 就労支援

事業名	事業の概要
①福岡市障がい者就労支援センター 市単独	障がい者の就労促進のため、関係機関等のネットワークの中心となり個々の障がい者に対する総合的支援を行う。
②障がい者インターンシップ事業 市単独	市庁舎や区役所等を障がい者の職場実習の場として提供する。
③障がい者職場定着促進事業 市単独	ビジネス講座やパソコン講座を実施する。 就労後の情報共有・交流の場であるサタデー・カフェを実施する。
④就労移行支援	1 (3)④参照
⑤就労継続支援A型	1 (3)⑤参照
⑥就労継続支援B型	1 (3)⑥参照
⑦就職支度金	施設等における訓練を終了し、就職する障がい者に対し、就職に必要な物品を購入した費用を支給する。
⑧知的障がい者福祉訓練 市単独	18歳以上の知的障がい者に一定期間、職業訓練や生活訓練を行う。
⑨精神障がい者社会適応訓練事業 市単独	職親（一般事業所）の元での就労訓練を行う。
⑩高次脳機能障がい者就業プログラム 市単独	社会参加に至るまでの支援体制の確立、施設・作業所への橋渡し、医学的リハビリテーションを終えた方の就業準備訓練を行う。
⑪ときめきプロジェクト 市単独	障がい者施設の商品の販売促進を中心としたイベント等を実施する。
⑫ときめきショップ 市単独	施設商品販売促進・情報提供のための常設店舗「ときめきショップ」設置を行う。
⑬ときめきウェブ 市単独	ときめきウェブの作成・運用（研修）を行う。

主な事業実績

【福岡市障がい者就労支援センター】(年度末の新規就労者数)

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
126	150	176	1.40倍

【就労移行支援】(1日当たりの実利用者数)

20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
125	202	237	1.90倍

関連する主な調査結果

- 障がい児や発達障がい児，者は，自宅や地域で生活するために必要なこととして「仕事があること」という意見が5割程度であった。 **調査結果資料3**
- 精神障がい者（外来患者）の日中活動の場として約4割が一般企業への就労（障がいへの配慮がある一般企業を含む）等を求めている。自由意見でも就労支援の充実を求める声が多かった。 **調査結果資料17，18**
- 障がい者団体でも，就労支援の充実に関する意見があった。 **調査結果資料33**
- 知的障がい者の約5割，発達障がい者の約7割が「仕事上の援助や本人・周囲への助言を行

う者による支援」があった方が働きやすいと回答している。[調査結果資料 19, 20](#)
 ○知的障がい者及び重度重複障がい者では就労継続支援の利用意向が3割程度であった。
[調査結果資料 21](#)

施策の課題

○障がいのある子どもの保護者や知的・発達障がい者などから、就労支援施策の充実が求められている。また、就労支援に際しては、各関係機関の効果的な連携が求められている。
 ○障がい者施設での就労については、工賃向上などの観点から障がい者施設商品の販売促進等が課題となっている。

取組の方向性

○障がいのある人が社会の一員として、日々生きがいを持って暮らせるように、障がい者就労支援センターを中心に、関係機関との連携の下、就労支援施策を推進します。特に、就労意欲があっても就職の困難度が高いとされる、精神障がいや発達障がいのある方への就労支援に努めます。
 ○障がい者施設での工賃に関しては、「ときめきプロジェクト」や障がい者施設商品のアンテナショップである「ときめきショップ」等による商品PRや商品力アップを通じて、工賃向上を支援します。

(2)交通

事業名	事業の概要		
①自動車改造費の助成	障がい者が、就労等に伴い、自らの所有する自動車を改造する際に要する経費を助成する。		
②自動車運転免許取得の助成	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。		
③地下鉄料金の助成 市単独(再掲)	重度障がい者等に対し、市営地下鉄の運賃助成を行う。		
④福祉乗車券の交付 市単独(再掲)	70歳以上の障がい者に対し、公共交通機関の運賃助成を行う。		
⑤福祉タクシー料金の助成 市単独(再掲)	経済的支援が必要な重度心身障がい者がタクシーを利用する場合に料金の一部を助成する。		
⑥障がい者移送サービス 市単独(再掲)	介護保険対象者のうち在宅の特定疾病障がい者に対して、ストレッチャー装着ワゴン車等のタクシー料金の一部を助成する。		
主な事業実績			
【地下鉄料金の助成】（年度末交付者数）			
20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
20,379	20,867	21,822	1.07倍
【福祉乗車券の交付】（年度末交付者数）			
20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
13,409	14,103	14,978	1.12倍
関連する主な調査結果			
○精神障がい者（外来患者）の約2割が、「行政に力を入れてほしい福祉施策」として、「障がい者手帳が利用できる公共交通機関の割引等の充実」と回答した。 調査結果資料 22			

施策の課題
○福祉乗車券の交付については、今後、高齢化のさらなる進展に伴い、交付者数の確実な増加が見込まれることが課題となっている。
取組の方向性
○県と連携し、「ふくおか・まごころ駐車場」（パーキング・パーミット）制度を実施します。 ○福祉乗車券の交付等については、高齢者施策との整合性にも留意しながら実施します。

(3) コミュニケーション支援

事業名	事業の概要		
①手話通訳者の養成・派遣	手話通訳者を養成し、聴覚障がい者が公的機関等に赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に派遣する。		
②要約筆記者の養成・派遣	要約筆記者を養成し、聴覚障がい者が公的機関等に赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に派遣する。		
③点字図書給付事業	視覚障がい者に対し、点字図書を給付する。		
④市政情報の点字化等	市政だよりなどで点字版や音声版等を作成する。		
主な事業実績			
【養成研修(手話・要約筆記・点訳・朗読)の修了者数】			
20年度	21年度	22年度	20年度→22年度
78	83	71	0.91倍
関連する主な調査結果			
○障がい者団体からは、コミュニケーション支援の充実を求める意見があった。 調査結果資料33			
施策の課題			
○手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣事業については、現行の第2期障がい福祉計画（平成21年度～23年度）において、利用者負担を無料とすることとしている。			
取組の方向性			
○利用者負担の対象外とする現行制度を維持しながら、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣事業を継続します。			

(4) スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加

事業名	事業の概要
①社会適応訓練	音声機能障がい者に対する発声訓練や、ストマ用具装着者に対するストマ用具の使用法の指導や相談を行う。
②障がい者社会参加推進センター	障がい者の結婚相談や生活訓練、出前講習を実施し、社会参加を促進する。
③在宅重度障がい者レクリエーション 市単独	外出の機会に恵まれない在宅の重度身体障がい者に野外活動訓練の場を提供する。
④福岡市立点字図書館	点字図書、録音図書、CDの郵送貸出等を行う。
⑤市立障がい者フレンドホーム	文化教室（絵画・陶芸など）、更生相談、会議室提供を行う。（各区ごとに設置。中央区は未設置。）
⑥福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）	プラザ貸室の利用許可、各種研修、福祉団体同士の交流、福祉図書室。